

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)について

平成30年1月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生総括官 唐澤 剛

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



◎各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

<基本目標①> 地方に「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）
：5年間で30万人
➡**18.4万人創出**（2016年度推計）
- ・女性（25～44歳）の就業率
：77%
69.5%（2013年）
➡**72.7%**（2016年）

<基本目標②> 地方への新しい「ひと」の流れをつくる

- ・地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏への年間転入超過
10万人（2013年）
➡**12万人**（2016年）

<基本目標③> 結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性継続就業率
：55%
38.0%（2010年）
➡**53.1%**（2015年）
- ・週労働時間60時間以上の雇用者割合：5%に低減
8.8%（2013年）
➡**7.7%**（2016年）

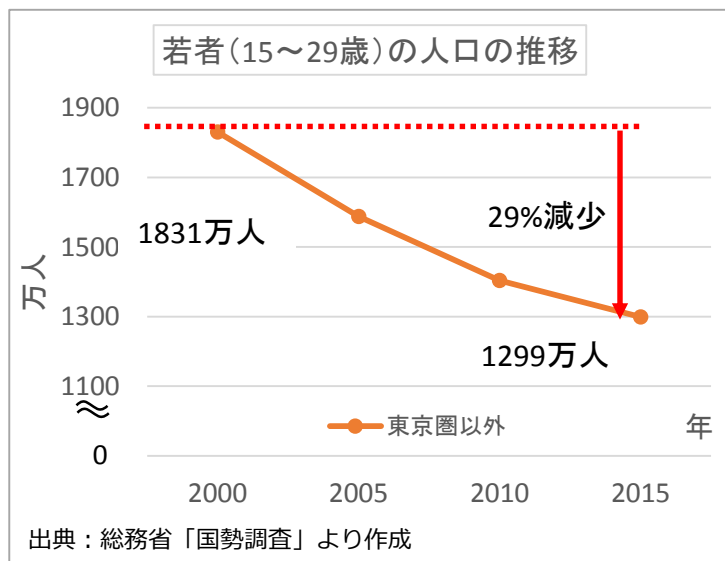
<基本目標④> 「まち」をつくる

- ・立地適正化計画作成市町村数
：300都市（150都市から変更）
4都市（2016年9月末）
➡**112都市**（2017年7月末）
- ・「小さな拠点」等の地域運営組織形成数
：5千団体（3千団体から変更）
1,656団体（2014年）
➡**3,071団体**（2016年）

「地方消滅の危機」の共有

＜地方の若者の減少＞

- ◆ 2000年から2015年の15年間で、地方（東京圏以外）の若者人口（15～29歳）は、約3割（532万人）の大幅な減少。



＜東京一極集中の現状と課題＞

- ◆ 東京圏は約**12万人**の転入超過（2016年）
- ◆ 東京一極集中の傾向が継続（21年連続転入超過）

- ◆ 通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、保育サービス、高齢者介護サービスにおける待機者など、**生活環境面での多くの問題**が発生。
- ◆ 出生率が相対的に低い東京圏への人口集中が続いた場合、より事態が深刻化し、より少ない現役世代（生産年齢人口）で高齢者を支えることになりかねない。

2015年



高齢者1人を2.28人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

2042年



高齢者1人を1.48人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

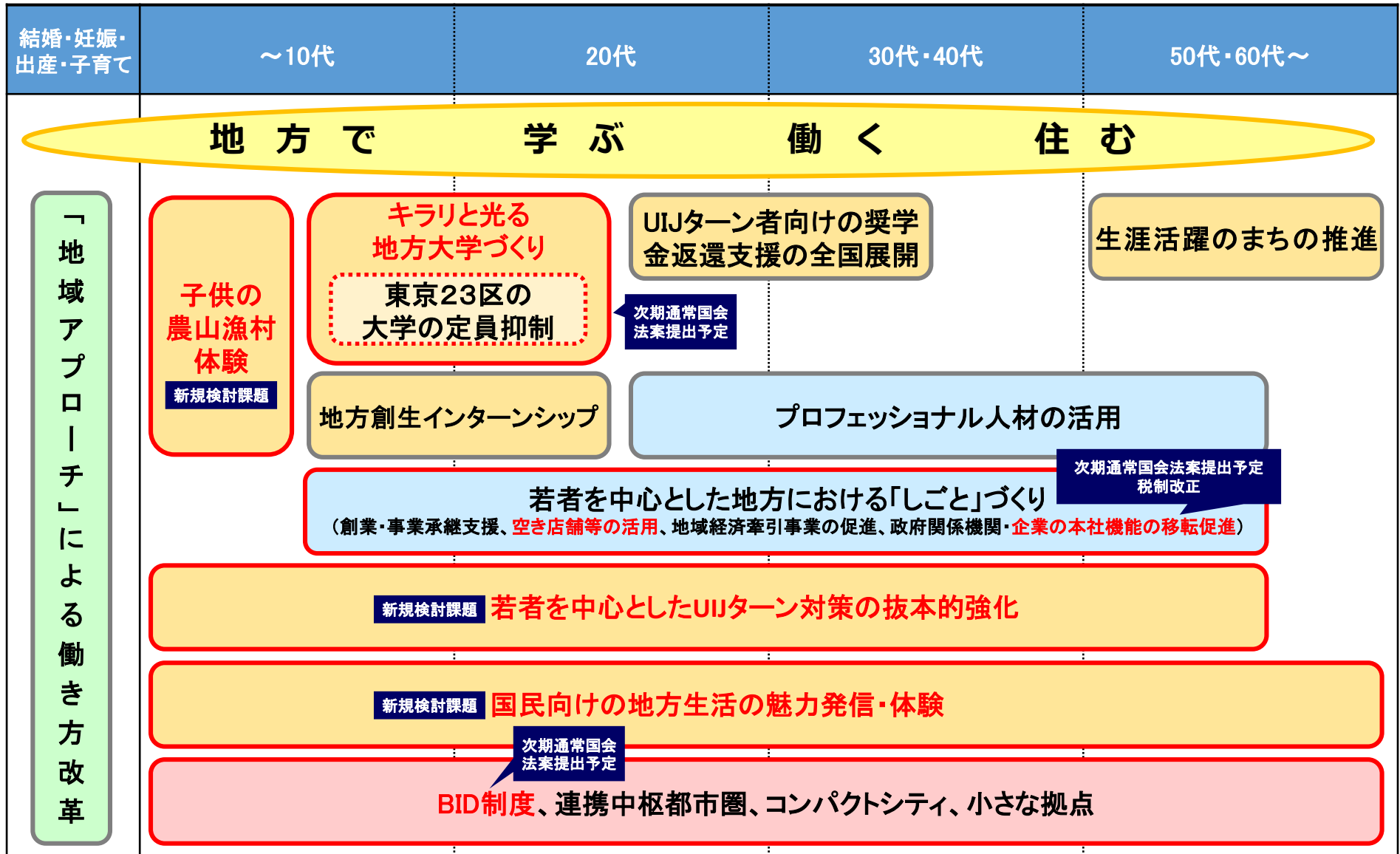
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

- ◆ 未来を担う子供たち、若者たち、高齢者が大幅に減る地域にあっては、**消滅の危機に陥りかねない。**

- ◆ このような極めて重要な課題であるにも関わらず、最近では、関係者の中で**地方創生への熱意が薄れている**、地方公共団体によっては**危機意識にばらつき**が感じられるとの指摘も出ている。
- ◆ 国民の間で事態の深刻さを共有し、**生産性革命**や**人づくり革命**の土台となる**地方創生を大胆に進める**。

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 イメージ図

(注)各施策が主に対象とする年代の位置に整理



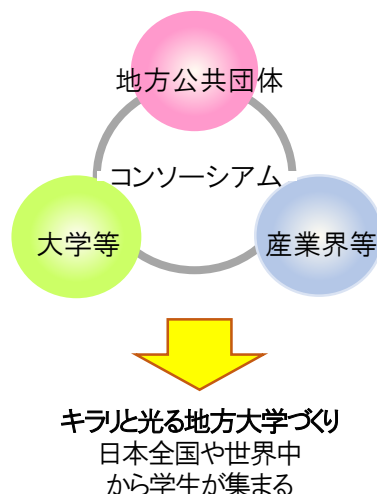
(凡例) : 基本目標① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 : 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

 : 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
 : 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方圏での若者の減少や東京一極集中が進む中、キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）などにより、地方における若者の修学・就業を促進する（次期通常国会に法案を提出予定）。

(1) キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）

- 国の基本方針を踏まえ、**首長のリーダーシップ**の下で、**産官学のコンソーシアム**を構築し、**地域の中核的な産業振興や専門人材育成**などの計画を策定。

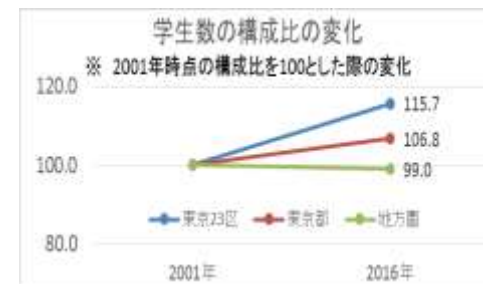


- 有識者の評価を経て、**地方創生の優れた事業**として国が認定したものに対しては、**新たな交付金により重点的に支援**。

- 東京圏や地方の大学の**学生が相互に対流・交流する取組を促進**。

(2) 東京の大学の定員抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、近年学生数の増加が著しい**東京23区**においては、**原則として大学の定員増を認めない**。
(※)



※東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、**真にやむをえない場合は例外**とする。

(例外の具体例)

- ・ **留学生や社会人の受入れ**
- ・ **スクラップアンドビルド**を前提とした新たな学部の設置
- ・ 収容定員増等について、**投資・機関決定等を行っている場合**

- 東京圏の大学による地方の**サテライトキャンパス**の設置（廃校舎等の活用を含む）を推進。

(3) 地方における若者の雇用の創出

- **若者等の起業への支援**や地域の特性に応じた「働き方改革」など、魅力のある良質な雇用機会を創出・確保。
- 東京に本社を持つ大企業等の**本社機能移転、地方採用の拡大**に向けた取組を推進。
- 地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成に取り組む。
- **奨学金返還支援制度の全国展開**や地方創生インターンシップの推進など、学生等の地方還流を促進。

若者を中心とした地方における「しごと」づくり —創業支援・事業承継支援—

- ◆地方こそチャンスがあると若者たちが感じられるよう、あらゆる政策手段を総動員し、地方におけるしごとづくり（創業・事業承継等）を推進
- ◆若者ならではの、斬新なアイデアで地方の魅力を活かした創業を支援
- ◆団塊世代の経営者の引退時期を控え、今後10年間は、事業承継問題に集中的に取り組む

- ◆地方公共団体による創業支援・事業承継の先導的な取組を、**地方創生推進交付金等により積極的に支援**

【地方創生推進交付金を活用したベンチャー支援】



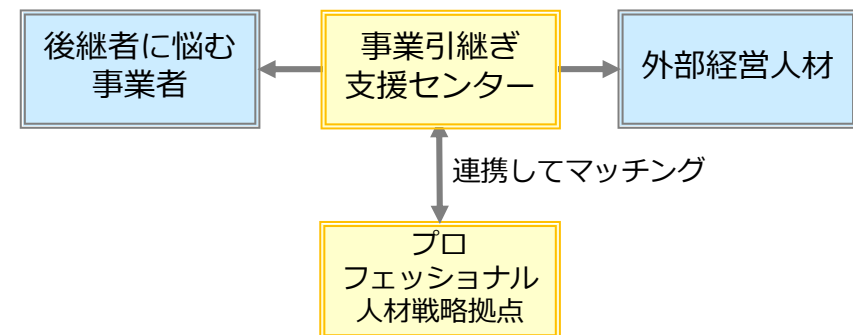
岡山県西栗倉村 ローカルベンチャースクールの様子

<西栗倉村の取組の成果>

- 移住起業家：29名、新規事業による雇用創出：89名（平成21年～平成28年）
- ローカルベンチャー売上額：1億円（平成21年）→9.4億円（平成28年）

- ◆地域の事業承継ニーズに応え、**事業引継ぎ支援センター**と「**プロフェッショナル人材戦略拠点**」が連携して、外部の経営人材をマッチング

【事業引継ぎ支援センターと「プロ人材拠点」の連携】



<税制措置の概要>

- ・地域再生法に基づき、**本社機能の移転（移転型）**又は**地方における拡充（拡充型）**を行う事業者を税制上支援
（移転型：東京23区からの本社機能移転 拡充型：地方において本社機能を拡充）
- ・平成29年11月 時点で44道府県 51計画を認定（雇用創出数：11,560人）

<拡充内容（例）>

1. 東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業の拡充

- ・対象地域について、従来の都市的地域に加え、立地環境が整った**中山間地域も対象に**
- ・**中部圏及び近畿圏の中心部（既成市街地域）を支援対象地域に** ※次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定

2. 移転型事業・拡充型事業における対象要件の引下げ

- ・従業員要件（10人以上→5人以上）等の引下げにより、**小規模オフィス等の移転・拡充も支援対象に**

認定事業例

◆ YKK AP株式会社【富山県黒部市】

- ・新幹線開業を契機に東京の本社機能を一部移転
- ・技術の総本山「YKK AP R&Dセンター」を開設



◆ 日本電産テクノモータ株式会社【福井県小浜市】

- ・家電用モーターの研究開発を行うために必要な研究所を福井県小浜市に整備



◆商店街における空き店舗率の全国平均は約 1 割。このうち、**居住実態のない空き家兼空き店舗が約 3 割。**

◆地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店街において、**空き店舗の解消が大きな課題。**

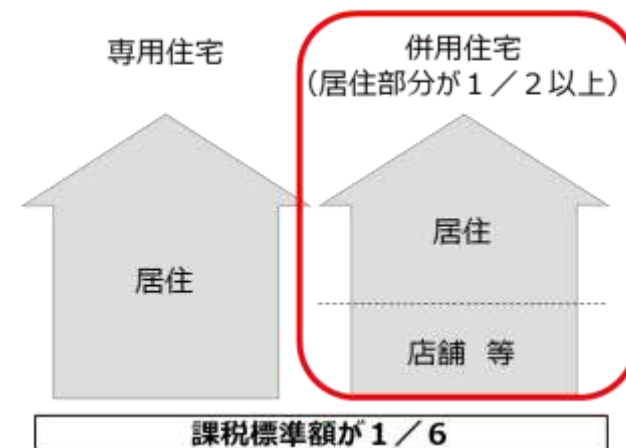
◆**空き店舗活用等を通じて、商店街の活性化に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するための法整備を前提に**

- ・地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対し、地方創生推進交付金を通じた重点支援など、**関係省庁による総合的かつ重点的な支援を実施**
- ・計画達成に向けた利活用に協力が得られない**居住実態のない空き家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築を目指す。**

【関係省庁による支援】

- ・内閣府：地方創生推進交付金を通じた重点支援
- ・中小企業庁：空き店舗を活用した施設整備補助等
- ・国土交通省：地方再生コンパクトシティ（仮称）
- ・厚生労働省：商店街における子育てしやすい環境の整備

住宅特例の適用（主なイメージ）



民間主体のまちづくり活動の推進（BID制度等）

<我が国におけるエリアマネジメントの状況>

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆一方、安定的な財源確保やエリア内の関係者の合意形成が課題。

< B I D 制度の創設（イメージ） >

- ◆一定のエリアで市町村が受益者から負担金を徴収し、それを元に、**エリアマネジメント団体が賑わいの創出や公共空間の活用等の活動を行い、エリアの価値の向上を実現する制度（BID制度〔Business Improvement District〕）を創設。**
【次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定】

取組事例【大阪市における先行的な取組（大阪版 B I D）】

- ・大阪市では、2014年から「うめきた地区」においてエリアマネジメントを推進。
- ・このうち、**歩道空間の管理**に係る活動については、**地方自治法の分担金制度を活用して地権者から分担金を徴収し、エリアマネジメント団体（グランフロント大阪TMO）に交付。**
- ・グランフロント大阪の**来訪者数は目標の1.4倍に達し、地域の賑わい創出が実現。**



うめきた地区



グランフロント大阪



巡回警備等の歩道空間の管理
（※地方自治法の分担金制度を活用）



オープンカフェの設置



若手ベンチャー創業者等
多様な人々の交流機会の創出
（※関係企業による取組）

国民向けの地方生活の魅力の発信・体験 ～見る、知る、触れあう～ —子供の農山漁村体験の充実—

<子供の農山漁村体験の意義>

◆都市部の児童生徒（小中高）が、農山漁村体験を通じて、小中高の各段階において、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び理解を深めることにより、**将来の地方へのUIJターンの基礎を形成。**

◆新たな取組として、関係省庁において連携して検討し、**2018年夏を目途に施策の基本方向について成案を得る。**

取組事例

○ 東京都武蔵野市 （出し手側）

- ・平成元年度に武蔵野市セカンドスクール構想委員会を発足し、平成4年度よりセカンドスクールによる都市・農山漁村交流を一部小学校で開始。
- ・現在では、市内の全小中学校で、小学校6泊7日、中学校4泊5日で実施。

体験地域例：群馬県片品村、新潟県魚沼市、南魚沼市、長野県飯山市、白馬村



○ 北海道長沼町 （受け手側）

- ・平成15年の国の農家民宿の規制緩和を契機として、平成16年に町、JA、農家を中心に会員数153戸で「長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、104戸が農家民宿として開業。
- ・平成28年度は、農家民宿133軒で、全国から小中高校20校、約3,200名の受入れを実施。



(1) 地方生活の魅力の発信・体験

◆国民全体（特に若い世代）の耳目を集める、これまでにない
地方生活の魅力の発信・体験に取り組む。

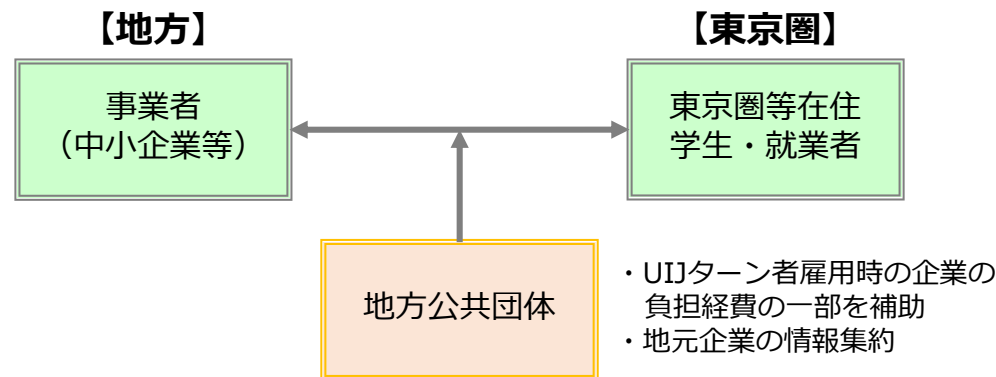
- ①一般メディアを通じた**国民の耳目を集める周知・広報の強化**
- ②**発信力のある著名人も参加する検討会議の設置**
- ③**子供の農山漁村体験の充実**



雑誌、テレビ番組 等一般メディアの活用

(2) 若者を中心としたUIターン対策の抜本的強化

◆若者を中心としたUIターン対策の抜本的な強化について検討し、**2018年夏を目途に施策の基本方向について成案**を得る。



国において、こうした取組の全国展開に向けた支援を検討

【愛媛県:移住・雇用促進プラットフォーム】

○人手不足解消に向け、産・官・金共同で
移住・雇用のマッチングサイトを構築。

【京都府:UIターン就業補助金】

○府内の企業が府外在住者を雇用した場合、
受入企業の負担した経費の一部を補助。

【富山県:就職情報発信】

○県内外進学者の父母などを対象として、
県内企業の魅力を伝えるセミナーを開催。

現在政府が行っている地方創生インターンシップ推進の取組

東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、産官学を挙げて、地元企業でのインターンシップの実施等を支援。

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。



各取組内容

● ポータルサイト

現状

地方公共団体と大学等がお互いの状況を把握するポータルサイトを設立
(平成29年10月13日現在 43道府県、383大学等が掲載)



取組状況

- ・地方公共団体と大学等との連携協力に係る先進的な地方創生インターンシップ推進組織等の事例を収集
- ・ポータルサイトの活用状況やその在り方等についてのニーズ調査を実施



● マニュアル作成等

現状

地域におけるインターンシップ組織の充実、受入れ企業の掘り起しが課題



取組状況

- ・地方におけるインターンシップ組織の運営の在り方、企業の受入プログラム等を調査し、地方インターンシップ組織の活動を充実させるため、必要なマニュアルを作成



● シンポジウム

現状

国民的・社会的気運の醸成を図るため、シンポジウムを実施（3月14日@東京）



取組状況

- ・平成30年2月7日に、福岡市においてシンポジウムの開催を予定。29年に引き続き、大学、地方自治体等に対して、地方創生インターンシップの周知を実施



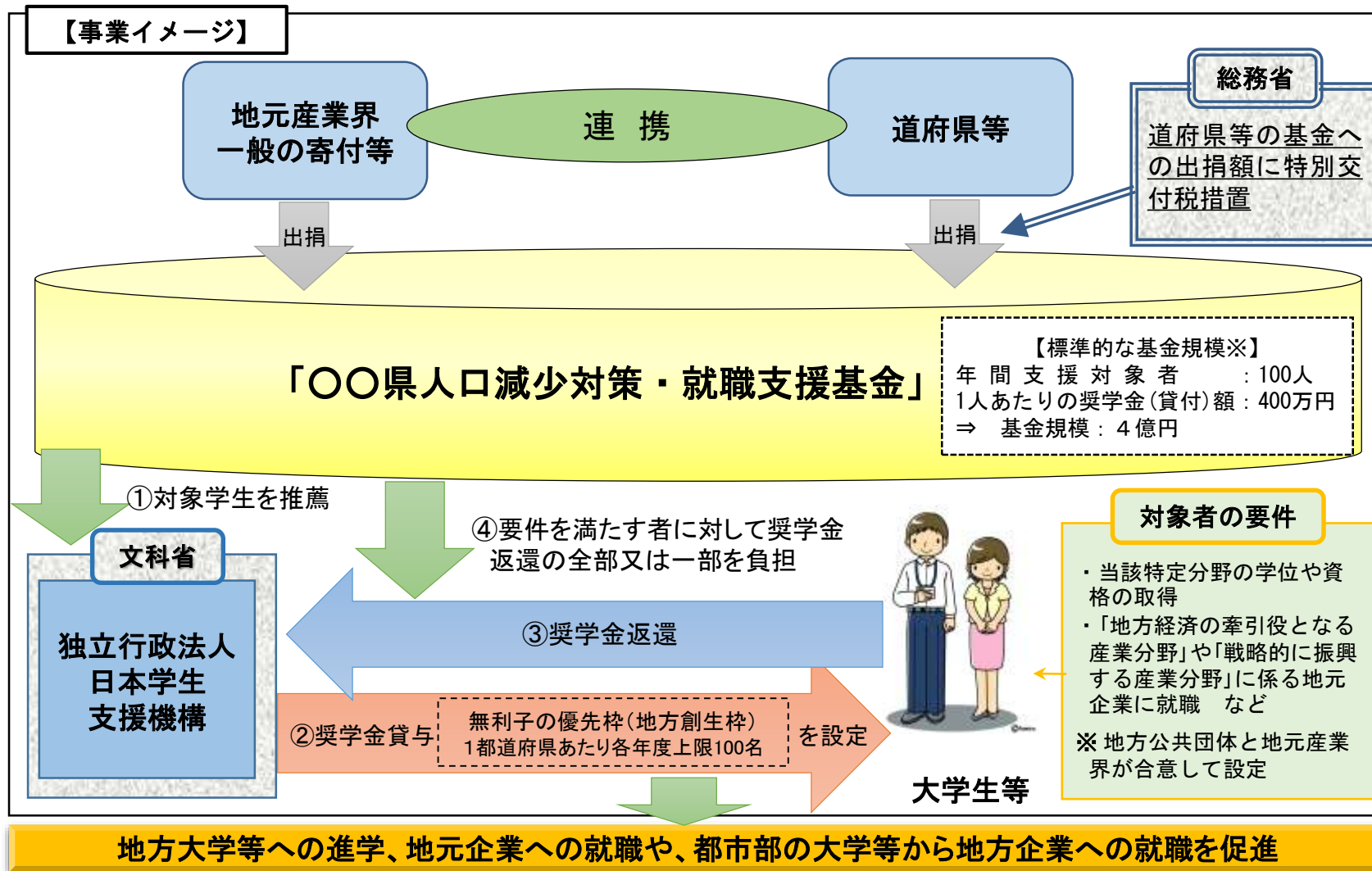
※事例や調査結果、マニュアルについてはホームページで公表

これらの取組とともに各自治体においては地域の実情に合わせ、地方創生推進交付金等の活用により、地方創生インターンシップを実施し、大学生等の地方定着を促進。



特に若年層における、地方への新しいひとの流れをつくる

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進



※奨学金返還支援制度を設けているのは、平成29年5月時点で24県(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県)

「生涯活躍のまち（日本版CCRC※）」構想の推進

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎ **地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。**

（生涯活躍のまちHP：<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/index.html>）

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域の多世代の住民との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。
- ・空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

◎ 「生涯活躍のまち」の地域再生計画制度（17計画を認定（平成29年11月現在））

北海道函館市、青森県弘前市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、新潟県南魚沼市、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

◎ 地方創生推進交付金等による取組の支援（120事業（1府3県92市町村）を交付決定（平成29年10月現在））

◎ 関係府省からなる支援チームにより地方公共団体の取組を促進（16団体（平成29年7月現在））

北海道函館市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

⇒ **「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。**

（平成29年10月現在：79団体）

政府関係機関の地方移転の取組について(概要)

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているものの除外の組織・人員の肥大化抑制)

研究機関・研修機関等の地方移転について

○研究機関・研修機関等の地方移転に関する進捗状況及び今後の進め方(23機関・50件)

それぞれの取組について、関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、取組が進行中。政府において適切にフォローアップ。

中央省庁の地方移転について

○中央省庁の地方移転に関する進捗状況及び今後の進め方(7局庁)

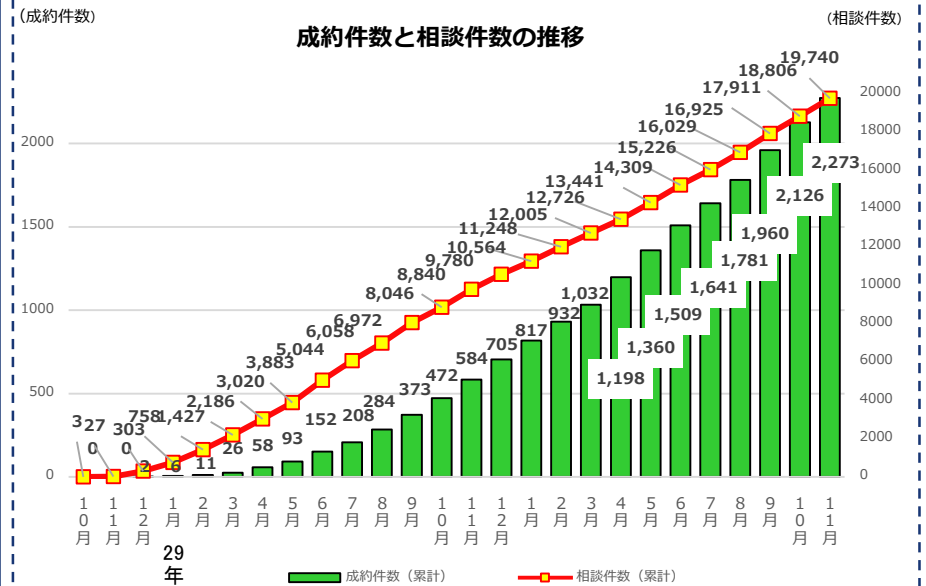
- ・文化庁については、平成29年4月に本格移転の準備のため「地域文化創生本部」を京都に設置し、7月には本格移転における京都本庁の組織体制の大枠、場所、移転時期等を決定した。今後は、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を提出する等、全面的な移転を計画的・段階的に進める。
- ・消費者庁については、平成29年7月に徳島県において、「消費者行政新未来創造オフィス」を開設した。平成31年度を目途に検証し、見直しを行う。
- ・総務省統計局については、和歌山県に「統計データ利活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、地方支分部局等の体制整備を行い、具体的な取組を進める。

○国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)の検討を進める。

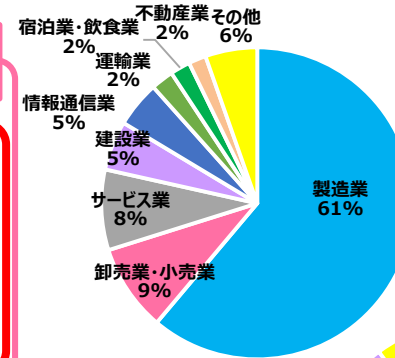
○中央省庁のサテライトオフィスについては、一部の府省庁において試行の検討、実施を進めており、内閣府では試行を踏まえて、地方創生の取組のアウトリーチ支援の観点から、サテライトオフィスの充実に取り組む。

プロフェッショナル人材事業

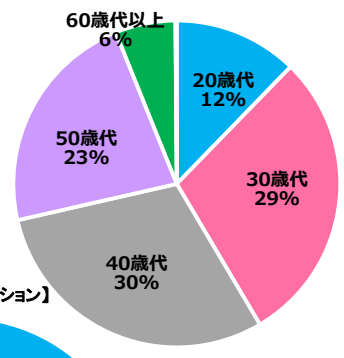
- 各道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。各地の拠点同士で協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、地方創生インターンシップ事業との連携、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在力アピールなどの活動を展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。



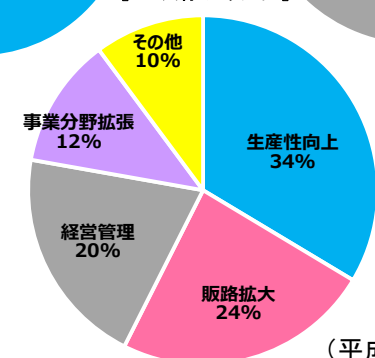
【プロ人材受入企業業種】



【プロ人材の年代】



【プロ人材のミッション】



地域アプローチによる働き方改革 「包括的支援」 + 「アウトリーチ支援」

- 地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

地域働き方改革包括支援センター （ワンストップセンター）

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局
と連携

<アウトリーチ支援>

働き方改革アドバイザーを養成・確保
企業に対する相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用などのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

地方創生推進交付金の活用

＋
既存施策・助成金の活用等

全国の取組状況

地域働き方改革包括支援センター （ワンストップセンター）

平成28年度
16県

平成29年度
20県

アウトリーチ支援

○働き方改革アドバイザーの養成

平成28年度
3県

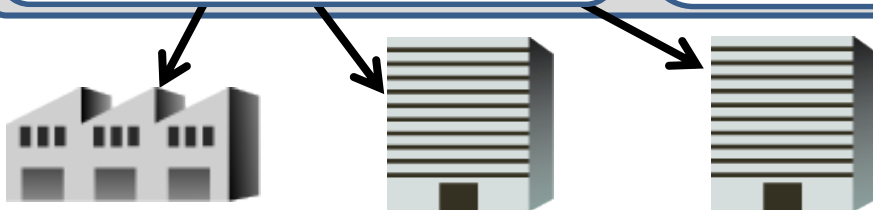
平成29年度
8県

○働き方改革アドバイザーの派遣

平成28年度
36県

平成29年度
43県

出典：第3回地域働き方改革支援チーム（H29.5.12
開催）資料（平成29年は予定も含む）



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

- は、都市圏を形成している団体(24団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(3団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(6団体)
- は、平成29年度促進事業実施団体(2団体)
- は、三大都市圏

連携中枢都市圏をいかに実現するか

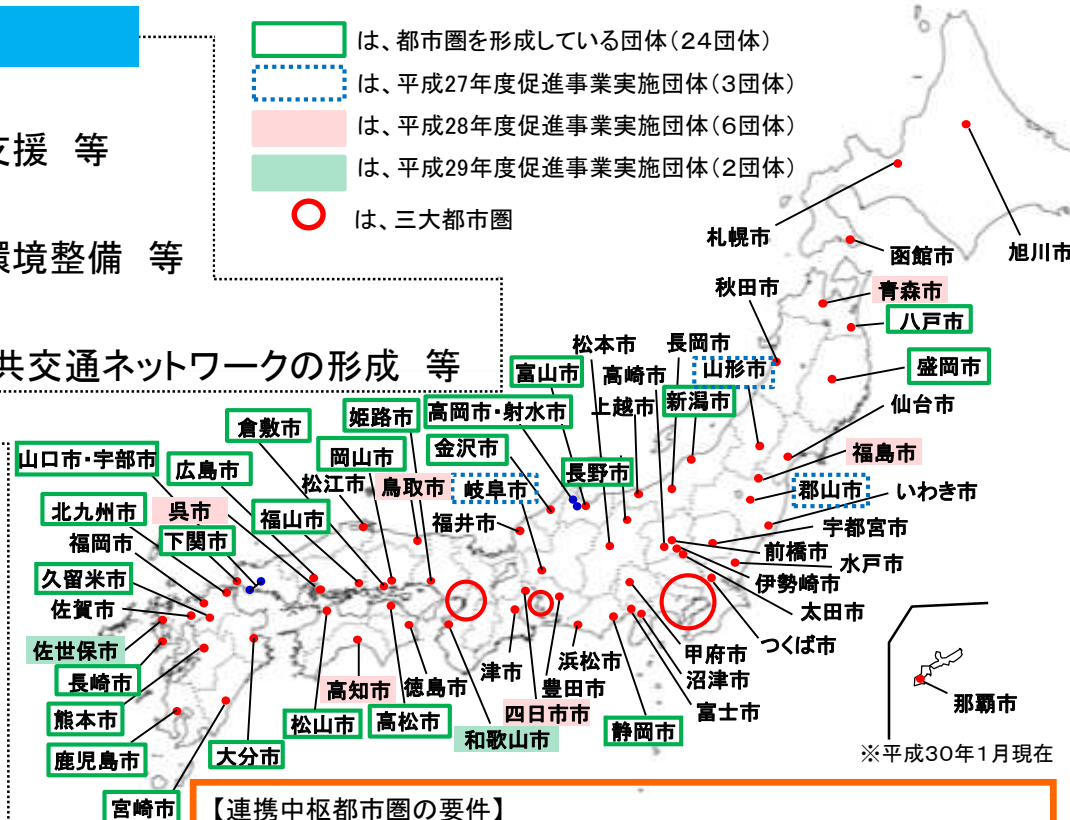
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入
(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度～平成29年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(32事業)
- 平成30年度予算(案)においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

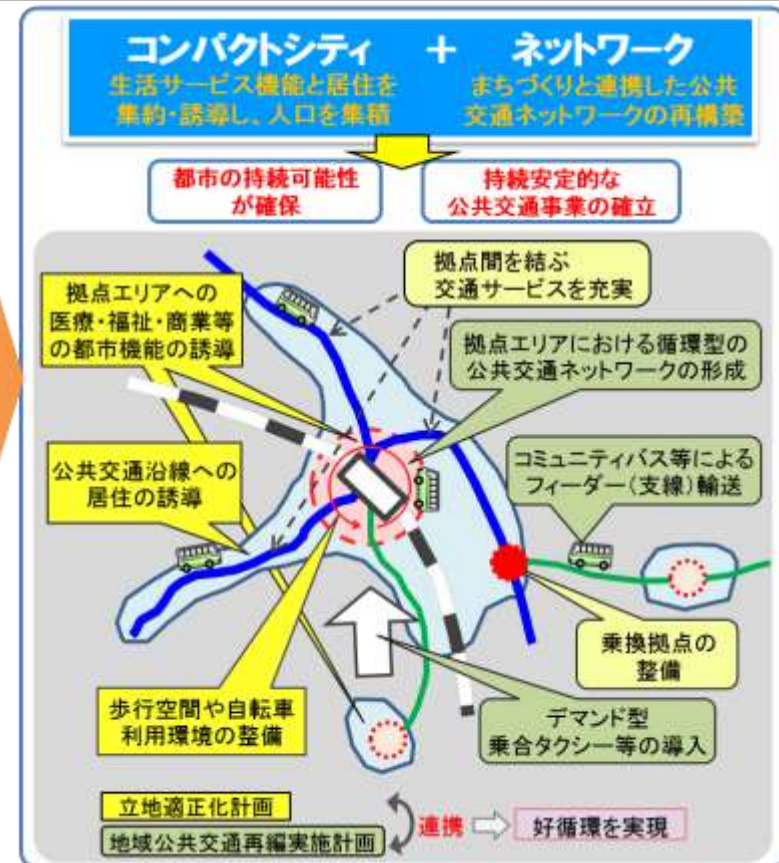
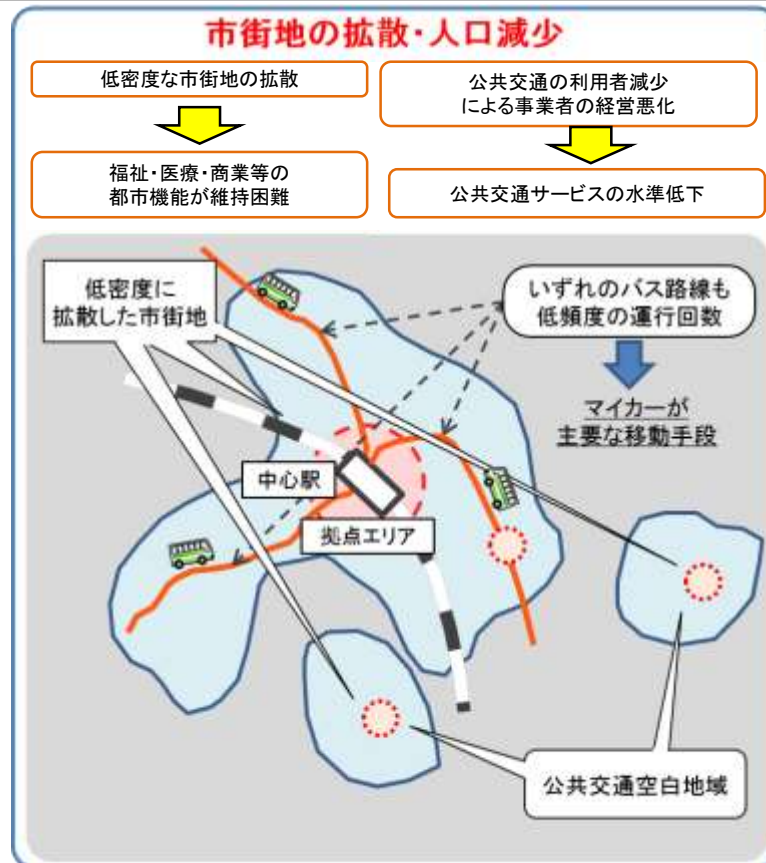
都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- コンパクトシティの推進にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化等のまちづくりと密接に係る様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- 関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、この枠組みを通じて、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」を図り、市町村の取組を省庁横断的に支援している(※1)。

※1 2017年5月19日に他の市町村の参考となる取組を進めているモデル都市10市を初めて選定。

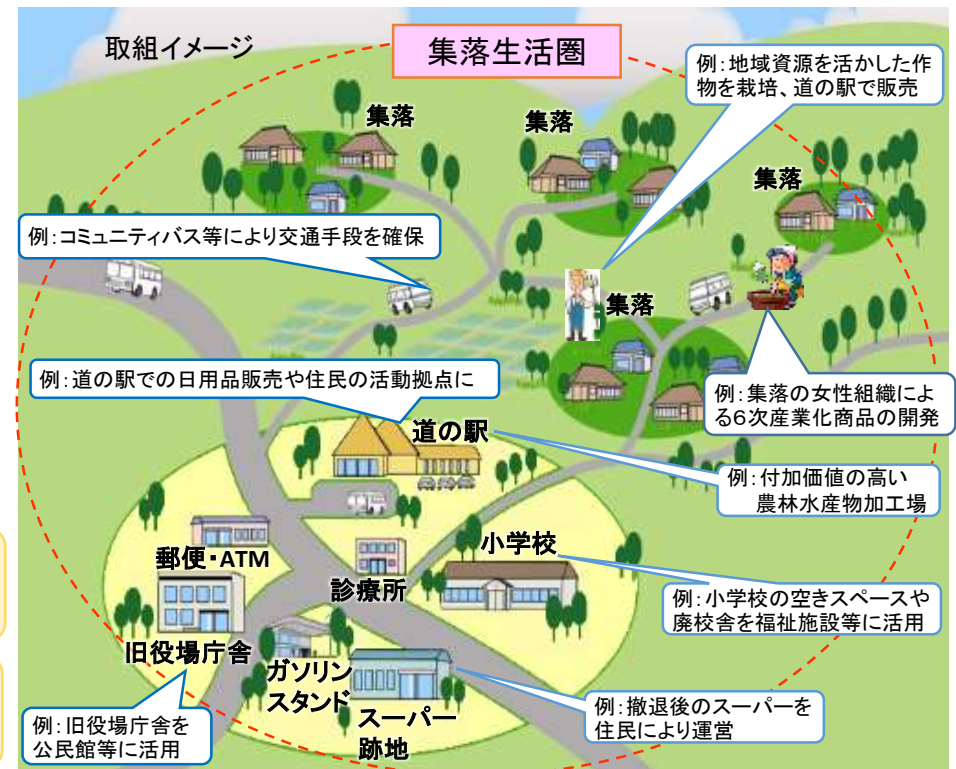
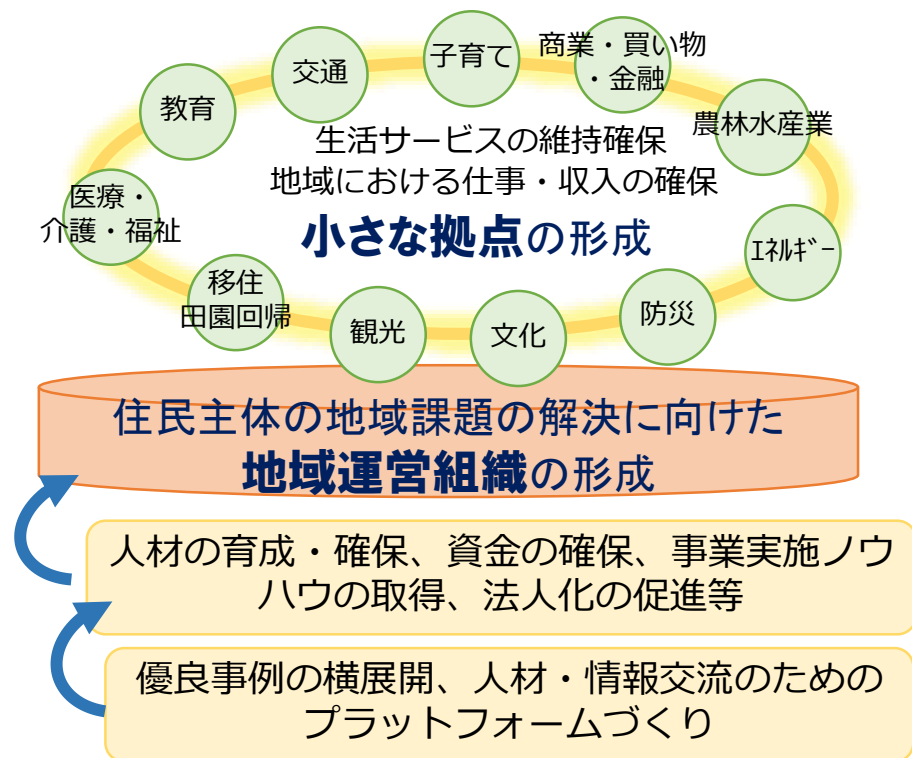
(青森県弘前市、山形県鶴岡市、新潟県見附市、金沢市、岐阜市、大阪府大東市、和歌山市、山口県周南市、福岡県飯塚市、熊本市)

- 上記に加え、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を実施するとともに、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制など、都市のスポンジ化(※2)への適切な対策を講じる。
- (※2 都市の内部で、小さな孔が空くように、空地等があちこちに発生すること)
- 2020年までに立地適正化計画を150市町村(2017年7月末時点112都市)で作成する。
- ⇒立地適正化計画の裾野は着実に拡大しており、目標値を300市町村に上方修正



「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2016年度 722箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2016年度 3,071団体)形成する。



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

地方への支援（地方創生版・三本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム（RESAS）

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを「見える化」
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

○プロフェッショナル人材事業

- ・プロフェッショナル人材の地方還流を実現

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」 30年度：1,000億円（事業費ベース：2,000億円）

【平成30年度予算案】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」 29年度：600億円（事業費ベース：1,200億円）

【平成29年度補正予算案】生産性革命等に資する施設整備等に対して支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（30年度予算案：1.0兆円）

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置